

令和5年度及び令和6年度

九州農政局随意契約登録者名簿登録申請手引

九州農政局

〒860-8527 熊本市西区春日二丁目10番1号 熊本地方合同庁舎
電話：(096) 211-9111

目 次

〔1〕 随意契約登録者名簿登録申請受付要領

- 1. 受付期間 2
- 2. 受付場所 2～3
- 3. 受付する契約の業種区分及び営業品目表 4～8
- 4. 申請上の留意事項 8
- 5. 申請書提出後の変更等の届出 9

〔2〕 記載例

〔3〕 申請書様式等

随意契約登録者名簿登録申請書

随意契約登録者名簿登録申請書変更届

〔1〕 随意契約登録者名簿登録申請受付要領

令和5年度及び令和6年度において九州農政局における物品の製造・販売等に係る随意契約の参加資格を得ようとする者の随意契約登録者名簿への登録申請の受付は、下記により行います。

記

1. 受付期間

1) 九州農政局に提出する場合

令和4年12月1日（木）～令和5年1月13日（金）

2) 九州農政局管内各県拠点及び各事業（務）所に提出する場合

令和4年12月1日（木）～令和5年1月6日（金）

注）・令和4年12月29日（木）から令和5年1月3日（火）及び土曜、日曜日及び祝日は、受付を行いませんのでご注意ください。

・締切日の前1週間程は、特に混雑が予想され、申請手続に時間を要することがありますので、なるべく早めに申請していただきますようご協力をお願いします。

2. 受付場所

1) 九州農政局総務部会計課審査係（内線 4080）〔全て〕 受付時間 9:00～16:00

2) 九州農政局各県拠点及び管内各事業（務）所〔全て〕 受付時間 9:00～16:00

（注）・上記〔 〕内は、受付をする契約の種類を示します。

- ・1) 及び2) の受付時間のうち、12:00～13:00 は除きます。
- ・九州農政局各県拠点および管内各事業（務）所の受付場所については、別紙 地方受付一覧表を参照してください。
- ・郵送でも受付いたします。

3. 受付する契約の業種区分及び営業品目

受付する契約の業種区分及び営業品目等は、次のとおりですが具体的には九州農政局の受付窓口へ問い合わせ願います。

別紙 地方受付一覧表 (令和5年4月1日現在)

| 名 称 | 住 所 | 電 話 番 号 |
|-----------------|-------------------------------|--------------|
| (県拠点) | | |
| 福岡県拠点 | 〒812-0018 福岡県福岡市博多区住吉 3-17-21 | 092-281-8261 |
| 佐賀県拠点 | 〒840-0803 佐賀県佐賀市栄町 3-51 | 0952-23-3131 |
| 長崎県拠点 | 〒852-8106 長崎県長崎市岩川町 16-16 | 095-845-7121 |
| 大分県拠点 | 〒870-0047 大分県大分市中島西 1丁目 2-28 | 097-532-6131 |
| 宮崎県拠点 | 〒880-0801 宮崎県宮崎市老松 2丁目 3-17 | 0985-22-3181 |
| 鹿児島県拠点 | 〒892-0816 鹿児島県鹿児島市山下町 13-21 | 099-222-5840 |
| (事業所・事務所) | | |
| 北部九州土地改良調査管理事務所 | 〒830-0062 福岡県久留米市荒木町白口 891-20 | 0942-27-2160 |
| 南部九州土地改良調査管理事務所 | 〒885-0093 宮崎県都城市志比田町 4778-1 | 0986-23-1293 |
| 土地改良技術事務所 | 〒862-0901 熊本県熊本市東区東町 4丁目 5-7 | 096-367-0411 |
| 代平野農業水利事業所 | 〒866-0896 熊本県八代市日置町 171-1 | 0965-62-8510 |
| 宮崎中部農業水利事業所 | 〒880-0942 宮崎県宮崎市生目台東 4丁目 6-1 | 0985-89-5630 |
| 一ツ瀬川農業水利事業所 | 〒884-0002 宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋 300 | 0983-32-1360 |
| 沖永良部農業水利事業所 | 〒891-9214 鹿児島県大島郡知名町知名 85 | 0997-93-1850 |
| 喜界島農業水利事業所 | 〒891-6231 鹿児島県大島郡喜界町大字荒木 90-2 | 0997-57-1057 |
| 宇城農地整備事業所 | 〒869-0502 熊本県宇城市松橋町松橋 357-1 | 0964-27-4436 |
| 駅館川農地整備事業所 | 〒879-0444 大分県宇佐市大字石田 43-1 | 0978-34-6277 |
| 筑後川下流右岸農地防災事業所 | 〒842-0053 佐賀県神埼市千代田町直鳥 166-1 | 0952-34-6130 |
| 玉名横島海岸保全事業所 | 〒865-0072 熊本県玉名市横島町横島 2081 | 0968-84-4151 |
| 八代海岸保全事業所 | 〒866-0895 熊本県八代市大村町 1092-1 | 0965-37-8955 |
| 西国東海岸保全事業所 | 〒872-1101 大分県豊後高田市中真玉 2144-12 | 0978-25-6540 |

1) 建設工事契約

| コード番号 | 業種の区分 | 内 容 |
|-------|----------|---|
| 1 | 土木一式工事 | 土木工事業 |
| 2 | 建築一式工事 | 建築工事業 |
| 8 | 電気工事 | 電気工事業 |
| 9 | 管工事 | 管工事業 |
| 11 | 鋼構造物工事 | 鋼構造物工事業 |
| 13 | ほ装工事 | ほ装工事業 |
| 17 | 塗装工事 | 塗装工事業 |
| 20 | 機械器具設置工事 | 機械器具設置工事業 |
| 22 | 電気通信工事 | 電気通信工事業 |
| 24 | さく井工事 | さく井工事業 |
| 99 | その他工事 | 大工工事業 左官工事業 とび、土木、コンクリート工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 鉄筋工事業 しゅんせつ工事業 板金工事業 ガラス工事業 防水工事業 内装仕上工事業 熱絶縁工事業 造園工事業 建具工事業 水道施設工事業 消防施設工事業 清掃施設工事業 解体工事業 |

* 99その他工事 大工工事業 以下の工種（大工工事業から解体工事業まで）は、全て「99その他工事」に含まれます。

2) 物品の買受け契約

| コード番号 | 営 業 品 目 | 説 明（具体的事例） |
|-------|---------|----------------------------|
| 401 | 立木竹 | ただし、国有林野事業を行う林産物の買受けを除く |
| 402 | その他 | 鉄屑回収、古紙回収、国有地買い取り、車両等買い取り等 |

3) 物品の製造契約

| コード番号 | 営 業 品 目 | 説 明 (具体的事例) |
|-------|-----------------|---|
| 101 | 衣服・その他繊維製品類 | 制服、作業服、礼服、寝具、テント、シート、絨毯、カーペット、タオル等 |
| 102 | ゴム・皮革・プラスチック製品類 | ゴム、タイヤ、かばん、合成皮革等、FRP製灯塔等 |
| 103 | 窯業・土石製品類 | 茶碗、湯呑、皿、ガラス、陶磁器等 |
| 104 | 非鉄金属・金属製品類 | 非鉄金属、金属、アルミ、銅、ステンレス、チタン、ニッケル、鋼材、鋼管、ガードレール、パイプ、鉄蓋、鋳鉄、鉛管、ビニール管、ボルト、ナット、ワイヤーロープ、刃物、手工具、ブイ（標体）等 |
| 105 | フォーム印刷 | フォーム印刷（単票、伝票、連続、複写、ミシン加工、ビジネス帳票等） |
| 106 | その他印刷類 | シルクスクリーン、シール、パンフレット、はがき、ハンドブック、オフセット印刷、軽印刷等 |
| 107 | 図書類 | 美術、活版、グラビア、雑誌、本、DVD、CD、図書、刊行物、映像ソフト、書籍、新聞等 |
| 108 | 電子出版物類 | 電子出版、PDF、電子書籍、CD-ROM、DVD-ROM等 |
| 109 | 紙・紙加工品類 | ポスター、パンフレット、はがき、DM、用紙、再生紙、ハンドブック、製紙、紙製品、紙袋、段ボール等 |
| 110 | 車両類 | 自動車、自動二輪、自転車、乗用車、公用車、貨物自動車、消防車、救急車、清掃車、散水車、除雪車、ブルドーザ、フォークリフト、トラクター等 |
| 111 | その他輸送・搬送機械器具類 | 航空機、ヘリコプター、自転車等 |
| 112 | 船舶類 | 大型船舶、小型船舶、ヨット、カヌー、船舶用機械、船舶部品、漁業船、調査船、ボート等 |
| 113 | 燃料類 | 車両燃料、ガソリン、重油、軽油、灯油、ガス、電気、薪、炭等 |
| 114 | 家具・什器類 | 什器、木製家具、鋼製家具、建具、事務机、椅子、筆筒等 |
| 115 | 一般・産業用機器類 | 印刷機、製本機、ボイラー、エンジン、旋盤、溶接、集塵、クレーン、印刷事業用機械器具等 |
| 116 | 電気・通信用機器類 | 家電機器、照明器具、通信機器、音響機器、配電盤、交通管制機器、レーダー、交換機、伝送装置、通信ケーブル、無線機、蓄電池、発電機、遠方監視装置、レーダー雨量装置、短波、長波、携帯電話、PHS等 |
| 117 | 電子計算機類 | パソコン、電卓、計算機、サーバ、ハードディスク、メモリ、光学ドライブ、汎用ソフトウェア等 |
| 118 | 精密機器類 | X線、計量機器、測定機器、試験分析機器、理化学機器、気象観測機器、質量測定機器、 |

| | | |
|-------|------------|---|
| 1 1 9 | 医療用機器類 | 光学機器等 医療機器、理化学機器、計測機器、測量機器、MRI、AED、介護機器、福祉機器医療用ベッド等 |
| 1 2 0 | 事務用機器類 | 細断機、複写機、穿孔機等 |
| 1 2 1 | その他機器類 | 厨房器具、消火器具、消火装置、防災器具、自動車検査用機械器具、林業用物品等 |
| 1 2 2 | 医薬品・医療用品類 | 薬、医薬品、医療用消耗品、X線フィルム、検査試薬、医療用ガス、ワクチン、治療薬等 |
| 1 2 3 | 事務用品類 | 事務用品、文具等 |
| 1 2 4 | 土木・建設・建築材料 | セメント、生コン、アスファルト、木材、石材、砂利、ヒューム管、道路標識、カーブミラー、建築金物、スノーポール等 |
| 1 2 9 | その他 | 運動用具、雑貨、動物、肥料、飼料、農薬、食料品、その他 |

4) 物品の販売契約

| コード番号 | 営 業 品 目 | 説 明 (具体的事例) |
|-------|-----------------|---|
| 2 0 1 | 衣服・その他繊維製品類 | 制服、作業服、礼服、寝具、テント、シート、絨毯、カーペット、タオル等 |
| 2 0 2 | ゴム・皮革・プラスチック製品類 | ゴム、タイヤ、かばん、合成皮革等、FRP製灯塔等 |
| 2 0 3 | 窯業・土石製品類 | 茶碗、湯呑、皿、ガラス、陶磁器等 |
| 2 0 4 | 非鉄金属・金属製品類 | 非鉄金属、金属、アルミ、銅、ステンレス、チタン、ニッケル、鋼材、鋼管、ガードレール、パイプ、鉄蓋、鋳鉄、鉛管、ビニール管、ボルト、ナット、ワイヤーロープ、刃物、手工具、ブイ(標体)等 |
| 2 0 5 | フォーム印刷 | フォーム印刷(単票、伝票、連続、複写、ミシン加工、ビジネス帳票等) |
| 2 0 6 | その他印刷類 | シルクスクリーン、シール、パンフレット、はがき、ハンドブック、オフセット印刷、軽印刷等 |
| 2 0 7 | 図書類 | 美術、活版、グラビア、雑誌、本、DVD、CD、図書、刊行物、映像ソフト、書籍、新聞等 |
| 2 0 8 | 電子出版物類 | 電子出版、PDF、電子書籍、CD-ROM、DVD-ROM等 |
| 2 0 9 | 紙・紙加工品類 | ポスター、パンフレット、はがき、DM、用紙、再生紙、ハンドブック、製紙、紙製品、紙袋、段ボール等 |
| 2 1 0 | 車両類 | 自動車、自動二輪、自転車、乗用車、公用車、貨物自動車、消防車、救急車、清掃車、散水車、除雪車、ブルドーザ、フォークリフト、トラクター等 |
| 2 1 1 | その他輸送・搬送機械器具類 | 航空機、ヘリコプター、自転車等 |
| 2 1 2 | 船舶類 | 大型船舶、小型船舶、ヨット、カヌー、船舶用機械、船舶部品、漁業船、調査船、ボート |

| | | |
|-------|------------|---|
| 2 1 3 | 燃料類 | 等 車両燃料、ガソリン、重油、軽油、灯油、ガス、電気、薪、炭等 |
| 2 1 4 | 家具・什器類 | 什器、木製家具、鋼製家具、建具、事務机、椅子、箆笥等 |
| 2 1 5 | 一般・産業用機器類 | 印刷機、製本機、ボイラー、エンジン、旋盤、溶接、集塵、クレーン、印刷事業用機械器具等 |
| 2 1 6 | 電気・通信用機器類 | 家電機器、照明器具、通信機器、音響機器、配電盤、交通管制機器、レーダー、交換機、伝送装置、通信ケーブル、無線機、蓄電池、発電機、遠方監視装置、レーダー雨量装置、短波、長波、携帯電話、PHS等 |
| 2 1 7 | 電子計算機類 | パソコン、電卓、計算機、サーバ、ハードディスク、メモリ、光学ドライブ、汎用ソフトウェア等 |
| 2 1 8 | 精密機器類 | X線、計量機器、測定機器、試験分析機器、理化学機器、気象観測機器、質量測定機器、光学機器等 |
| 2 1 9 | 医療用機器類 | 医療機器、理化学機器、計測機器、測量機器、MRI、AED、介護機器、福祉機器医療用ベッド等 |
| 2 2 0 | 事務用機器類 | 細断機、複写機、穿孔機等 |
| 2 2 1 | その他機器類 | 厨房器具、消火器具、消火装置、防災器具、自動車検査用機械器具、林業用物品等 |
| 2 2 2 | 医薬品・医療用品類 | 医薬品、医療用消耗品、X線フィルム、検査試薬、医療用ガス等 |
| 2 2 3 | 事務用品類 | 事務用品、文具等 |
| 2 2 4 | 土木・建設・建築材料 | セメント、生コン、アスファルト、木材、石材、砂利、ヒューム管、道路標識、カーブミラー、建築金物、スノーポール等 |
| 2 2 9 | その他 | 運動用具、雑貨、動物、肥料、飼料、農薬、食料品、その他 |

5) 測量・建設コンサルタント等契約

| コード番号 | 業種の区分 | 内 容 |
|-------|-----------|--|
| 7 1 | 測量 | 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 5 5 条による登録を受けて営む業務 |
| 7 2 | 土地家屋調査 | 土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第 6 条による登録を受けて営む業務 |
| 7 3 | 建設コンサルタント | 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 19 条第 3 号に規定する建設コンサルタントに係る業務 |
| 7 4 | 建築士事務所 | 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条による登録を受けて営む業務 |
| 7 5 | 計量証明 | 計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 1 0 7 条に登録を受けて営む業務 |
| 7 6 | 地質調査 | |

| | | |
|----|-----------|---|
| 77 | 補償コンサルタント | 地質調査業者登録規程第2条に規定する地質調査に係る業務 |
| 78 | その他 | 補償コンサルタント登録規程第2条に規定する補償コンサルタントに係る業務 その他の業務 |

*「78その他」は、司法書士、不動産鑑定士及び上記業種の区分の71測量から77補償コンサルタントに含まれない測量・建設コンサルタント等業務の業種とする。建設工事や物品の販売、役務等は該当しません。

6) 役務の提供等契約

| コード番号 | 営 業 品 目 | 説 明 (具体的事例) |
|-------|-------------|---|
| 301 | 広告・宣伝 | 広告、宣伝、番組制作、映画、ビデオ、広報、イベント企画等 |
| 302 | 写真・製図 | 写真撮影、製図、設計、図面、製本等 |
| 303 | 調査・研究 | 調査、研究、計量、計測、証明、統計、市場、交通、シンクタンク、文化財調査、検査、測量等 |
| 304 | 情報処理 | 情報処理、入力、データ作成、バックアップ、システム保守、ソフトウェア保守、統計、集計、データエントリー、媒体変換等 |
| 305 | 翻訳・通訳・速記 | 翻訳・通訳・速記、筆耕等 |
| 306 | ソフトウェア開発 | プログラム作成、システム開発、WEBシステム構築、ネットワーク、オペレーション等 |
| 307 | 会場等の借り上げ | 会議施設借り上げ、会場、イベント、設営等 |
| 308 | 賃貸借 | 事務、パソコン、機器、自動車、植物、動物、情報機器、医療機器、イベント用品、建物、寝具、植木、物品等 |
| 309 | 建物管理等各種保守管理 | 管理、建物保守、監視、清掃、造園、警備、廃棄物処理、害虫駆除、機器保守、電話交換等 |
| 310 | 運送 | タクシー、ハイヤー、荷造り、運送、倉庫、旅行等 |
| 311 | 車両整備 | 自動車、車両、航空機、ヘリコプター等の整備 |
| 312 | 船舶整備 | 船舶の整備 |
| 313 | 電子出版 | 電子出版、CD-ROM、DVD-ROM 製作等 |
| 315 | その他 | 医事業務、検体検査、フィルムバッチ測定等の各種業務委託、その他 |

4. 申請上の留意事項

1) 申請書の提出部数は1部とし、九州農政局管内の受付窓口へ提出してください。

今回の受付期間以外にも随時受付を行います。その場合随意契約登録者名簿への登録が遅れる場合がありますので御了承願います。

- 2) 申請書の定期受付は隔年制となっておりますので、申請漏れがないように注意してください。
- 3) 申請書類の記載事項の基準日は、申請しようとする年の1月1日（ただし決算に関する事項については、基準日の直前に決算の確定した日）とします。（なお、随時受付あたっては、申請日の属する月の初日を基準日とします。）
- 4) 申請書への記載は黒字ボールペンでわかりやすく記入願います。

5. 申請書提出後の変更等の届出

申請書提出後、その内容に変更が生じたときは、速やかに変更届を提出してください。

（添付書類については、下記のとおりです。）

なお、変更届は、別紙「随意契約登録者名簿登録申請書変更届」により受付窓口（随意契約登録者名簿登録申請書の提出先と同じ）へ1部提出してください。

記

| 変 更 事 項 | 添 付 書 類 |
|--|---|
| 廃業等の場合 ①登録を受けた者が死亡したとき ②法人が合併により消滅したとき ③法人が破産により解散したとき ④法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき並びに登録を受けた登録部門に係る営業を廃止したとき | ①当該事項変更届 ②登記簿謄本（又は抄本）（写）等 |
| 住所、商号又は名称及び代表者の氏名を変更した場合（必ずフリガナを付けてください。） | ①当該事項変更届 < 法人の場合 > ②登記簿謄本（又は抄本）（写） < 個人の場合で住所変更の場合 > ③住民票（写） < 個人の場合で氏名変更の場合 > ④戸籍謄本（又は抄本）（写） |
| 個人企業より法人組織に変更した場合及び法人組織を変更した場合 | ①当該事項変更届 ②登記簿謄本（又は抄本）（写） ③許可証明書（写） |
| 電話番号等を変更した場合 | 当該事項変更届 |
| 許可・登録等の状況について変更があった場合 | ①当該事項変更届 ②許可・登録等の証明書（写） |
| 営業所等の名称、代表者、所在地及び電話番号等に変更があった場合 | ①当該事項変更届 ②委任状（委任している場合で、名称・代表者に変更があった場合） |

[2]

記 載 例 (随 契 名 簿 登 録)

| | | | | | | | | | | |
|-------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| ※受付番号 | | | | | | | | | | |
|-------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

| | | | | | | | | | | |
|--------|--|--|--|--|--|--|--|---|---|---|
| 前回受付番号 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | 8 | 7 | 0 |
| | | | | | | | | 0 | 0 | 0 |
| | | | | | | | | | | 1 |

注) 令和3・4年度に登録している場合は、前回受付番号(登録番号)を必ず記載してください。

随意契約登録者名簿登録申請書

令和5・6年度において、貴九州農政局で行われる随意契約の相手方として随意契約登録者名簿に登載願いたく申請します。
なお、この申請書及びその添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。

1. 希望する契約の種類

- ① 建設工事 ② 物品の買受け ③ 物品の製造
④ 物品の販売 ⑤ 測量・建設コンサルタント等 ⑥ 役務の提供等

2. 希望する営業品目等

- ③106 その他印刷類、④206 その他印刷類、④223 事務用機器
④229 その他(横断幕) ※「営業品目表」の「営業品目」の中から該当するものを記入してください。

3. 経営規模等総括表

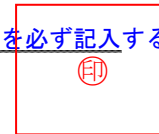
- 別紙のとおり (記載例のとおり、希望する契約の種類番号、コード番号、営業品目を記入すること)
また、営業品目が「その他」の場合は取扱い商品等が不明なため、主な取扱い商品等を必ず記載(例:その他(〇〇〇)すること。

令和 5年 1月 4日

九州農政局長 殿

※ 郵便番号は必ず記入し、住所は県名から記入してください。

(郵便番号) 〒 860-8527
フリガナ クマモトケンクマモトシニシクカスガ
住所 熊本県熊本市西区春日二丁目10-1
フリガナ ノウリンジムキ
商号又は名称 株式会社 農林事務機
フリガナ ノウリン タロウ ※役職名を必ず記入すること。
代表者氏名 代表取締役 農林 太郎
フリガナ フジモト イチロウ
担当者氏名 藤元 一郎
電話番号: (096) 211-9111



経 営 規 模 等 総 括 表 (随 意 契 約)

| | | | | | | | | |
|----------|---|-------------------------------|----------------------------|-------------------------------|-------|-----------------------|--------------------------|----------|
| 製造等実績高 | 随意契約を希望する 営業品目 | 直前第1年度分決算 3年4月から 4年3月まで | ※ 自 己 資 本 額 | 千円 ※必ず記入。不明な場合「0」 4,000 | | ※ 設 備 の 額 | 千円 ※記入要領4を参照 5,000 | |
| | ③106その他印刷類 | 23,000 千円 | 職員の数 | 常勤職員 | 非常勤職員 | 合 計 | | |
| | ④206その他印刷類 | 15,000 | | 30 | 5 | 35 | | |
| | ④223事務用機器 | 10,000 | 営 業 年 数 等 | 創 業 | | 営 業 年 数 | | |
| | ④229その他 (横断幕) ※前頁の「2.希望する営業品目等」に記載した品目毎に、 売上額を記載すること。 | 5,000 | | 昭和・平成・令和10年4月1日 | | 25年 | | |
| | | | 過去1年間における九州農政局との契約実績高 | | | | | |
| | 計 | | | | | | | 1,200 千円 |
| 主たる契約の種類 | 1. 建設工事 2. 物品の買受け 3. 物品の製造(4)物品の販売 5. 測量・建設コンサルタント等 6. 役務の提供等 | | | | | | | |

記入要領 ※青書きが説明、朱書きが記入例となるので、必要箇所へは漏れなく記入願います。

1. 「随意契約を希望する業種区分」欄については、申請書の「2. 希望する営業品目等」に対応して記載すること。
2. 「直前第1年分決算」とは、基準日に確定した決算を含む過去1事業年度の決算をいう。
3. 「常勤職員」とは、法人にあっては、常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものを、組合にあっては、組合の役員と組合員との合計をそれぞれいう。
4. 「設備の額」の欄については、製造又は立木竹の買受けを希望する場合のみ記載すること。
5. ※印欄は、個人であって記入困難な場合は、当該申請書の申請機関に相談すること。
6. 「主たる契約の種類」については、6種類ある事業のうち、主たる事業に該当する番号1カ所に○印が付してあること。

随意契約登録者名簿登録申請書変更届（建設工事、物品の買受け、物品の製造、物品の販売、測量・建設コンサルタント等、役務の提供等）

令和 5年 5月 10日

九州農政局長 殿

登録番号 870001、870014
住所 〒860-8527
熊本市西区春日二丁目10-1
商号又は名称 株式会社 農林事務機
代表者氏名 農林 太郎
(担当者氏名) 藤元 一郎



下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1. 変更内容

| 変更事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|-------|----------------|--------------------------------------|--------------|
| 住所の変更 | 熊本市西区春日二丁目10-1 | クモトシ ヒガシ ヲバ 3-5-43 熊本市東区若葉3丁目5-43 | 令和 5年5月1日 |

2. 変更事項に係る添付書類名 登記簿謄本（写）

記載要領

- 申請部数は1部とし、地方農政局（本局）の担当窓口へ提出願います。（郵送可）
- 登録されている資格の種類を、表題の（建設工事、物品の買受け、物品の製造、物品の販売、測量・建設コンサルタント等、役務の提供等）に○印を付すこと。
なお、複数の種類において登録されている者は、その種類に○印を付し、「登録番号」欄にはそれぞれの登録番号を記載すること。
- 「登録番号」の欄には、随意契約登録者名簿登録通知書に記載された登録番号を記載すること。
- 本様式に収まらない場合は、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること。

〔3〕 申 請 書 様 式 （随 契 名 簿 登 録）

注）申請に当たっては、この冊子の用紙をお使いください。

なお、必要に応じこの用紙を適宜複写し使用してください。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| ※受付番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 前回受付番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

随意契約登録者名簿登録申請書

令和5・6年度において、貴九州農政局で行われる随意契約の相手方として随意契約登録者名簿に登載願いたく申請します。
なお、この申請書及びその添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。

- 希望する契約の種類
① 建設工事 ② 物品の買受け ③ 物品の製造
④ 物品の販売 ⑤ 測量・建設コンサルタント等 ⑥ 役務の提供等
- 希望する営業品目等
- 経営規模等総括表 別紙のとおり

令和 年 月 日

九州農政局長 殿

(郵便番号) 〒

フリガナ
住所
フリガナ
商号又は名称
フリガナ
代表者氏名
フリガナ
担当者氏名
電話番号:



別 紙

経 営 規 模 等 総 括 表 (随 意 契 約)

| 製 造 等 実 績 高 | 随意契約を希望する 営 業 品 目 | 直前第1年度分決算 年 月から 年 月まで | ※ 自 己 資 本 額 | 千円 | | ※ 設 備 の 額 | 千円 | |
|----------------------------|----------------------|--|-----------------------|----------------|-------|-----------------|----|--|
| | | 千円 | 職員の数 | 常 勤 職 員 | 非常勤職員 | 合 計 | | |
| | | | 営 業 | 創 業 | | 営 業 年 数 | | |
| | | | 年 数 等 | 昭和・平成・令和 年 月 日 | | 年 | | |
| | | | 過去1年間における九州農政局との契約実績高 | | | | | |
| | 計 | | | | | | 千円 | |
| 主たる契約の種類 | | 1. 建設工事 2. 物品の買受け 3. 物品の製造 4. 物品の販売 5. 測量・建設コンサルタント等 6. 役務の提供等 | | | | | | |

記入要領

1. 「随意契約を希望する業種区分」欄については、申請書の「2. 希望する営業品目等」に対応して記載すること。
2. 「直前第1年分決算」とは、基準日に確定した決算を含む過去1事業年度の決算をいう。
3. 「常勤職員」とは、法人にあっては、常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものを、組合にあっては、組合の役員と組合員との合計をそれぞれいう。
4. 「設備の額」の欄については、製造又は立木竹の買受けを希望する場合のみ記載すること。
5. ※印欄は、個人であって記入困難な場合は、当該申請書の申請機関に相談すること。
6. 「主たる契約の種類」については、6種類ある事業のうち、主たる事業に該当する番号1カ所に○印が付してあること。

随意契約登録者名簿登録申請書変更届（建設工事、物品の買受け、物品の製造、
物品の販売、測量・建設コンサルタント等、役務の提供等）

令和 年 月 日

九州農政局長 殿

登録番号
住所 〒

商号又は名称
代表者氏名
(担当者氏名)

印

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1. 変更内容

| 変更事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|------|-----|-----|-------|
| | | | |

2. 変更事項に係る添付書類名

記載要領

1. 申請部数は1部とし、地方農政局（本局）の担当窓口へ提出願います。（郵送可）
2. 登録されている資格の種類を、表題の（建設工事、物品の買受け、物品の製造、物品の販売、測量・建設コンサルタント等、役務の提供等）に○印を付すこと。
なお、複数の種類において登録されている者は、その種類に○印を付し、「登録番号」欄にはそれぞれの登録番号を記載すること。
3. 「登録番号」の欄には、随意契約登録者名簿登録通知書に記載された登録番号を記載すること。
4. 本様式に収まらない場合は、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること。